

## 重要事項説明書（訪問介護）

利用者に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業所概要

事業所名称	ナイス・ケア				
指定番号	2372700308				
所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地				
TEL	(0567) 26-3699	FAX	(0567) 26-3922		
介護保険法に基づき愛知県知事から指定を受けているサービスの種類	訪問介護	管理責任者	野口 和江		

### 2. 事業者概要

事業者名称	株式会社 サポート・ワン・サービス	法人種別	営利法人		
所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地				
代表者名	飯尾 淑子				
TEL	(0567) 26-3921	FAX	(0567) 26-3922		

### 3. 利用事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	員数	備考
介護福祉士	9名	内1名管理者兼サービス提供責任者 内1名サービス提供責任者兼訪問介護員
介護職員基礎研修もしくは訪問介護員養成研修2級課程を修了した者	5名	
訪問介護員養成研修2級課程以外の有資格者	1名	看護師

### 4. 営業時間

営業日	月曜日～日曜日				
営業時間	8:30～17:30	サービス提供時間	8:00～18:00		
年末年始の休業	12月29日～1月3日 (但し、日常生活上支障がある場合は、サービス提供を行なう。)				

### 5. 介護職員処遇改善加算

加算Ⅰ＝利用単位数の1000分の137に相当する単位数  
 加算Ⅱ＝利用単位数の1000分の100に相当する単位数  
 加算Ⅲ＝利用単位数の1000分の55に相当する単位数  
 加算Ⅳ＝加算Ⅲの90%に相当する単位数  
 加算Ⅴ＝加算Ⅲの80%に相当する単位数

加算	加算なし	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
該当		○				

### 6. 特定事業所加算

加算Ⅰ＝基本単価の20%増、加算Ⅱ・Ⅲ＝基本単価の10%増  
 加算Ⅳ＝基本単価の5%増

加算	加算なし	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
該当		○			

7. 介護職員等特定処遇改善加算 加算Ⅰ＝利用単位数の1000分の63に相当する額  
 加算Ⅱ＝利用単位数の1000分の42に相当する額

加算	加算なし	加算Ⅰ	加算Ⅱ
該当		○	

8. 利用料の目安 ※利用者は、事業者に対し原則として介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合に記載された負担割合を乗じた額を支払います。※単価とは、1単位の単価10,42円（地域区分津島市：6級地）。算定単位×10,42円が10割単価。

利用時間数の想定	サービス区分の例	算定単位	単価/円
身体介護 20分未満	身体介護01・Ⅰ	199単位	2,073円
20分以上30分未満	身体介護1・Ⅰ	299単位	3,115円
30分以上1時間未満	身体介護2・Ⅰ	474単位	4,939円
1時間以上1時間半未満	身体介護3・Ⅰ	692単位	7,210円
－ 20分以上45分未満	生活援助2・Ⅰ	218単位	2,271円
－ 45分以上(70分未満)	生活援助3・Ⅰ	269単位	2,802円
20分以上30分未満	身体1生活1・Ⅰ	378単位	3,938円
30分以上1時間未満	身体2生活2・Ⅰ	632単位	6,585円
1時間以上1時間半未満	身体3生活3・Ⅰ	930単位	9,690円
1時間半以上2時間未満	身体介護4・Ⅰ	792単位	8,252円

※以降、身体介護は30分毎に83単位（864円）を加算。

※身体介護の利用は身体介護9（4時間以上4時間半未満）を目安に利用可

※生活援助のみの利用の場合、生活2～3（20分以上70分未満）を目安に利用可

※生活援助は身体に引き続きの場合のみ生活3（45以上90分未満）を目安に利用可

単位の割増設定	早朝（午前6～8時）、夜間（午後6時～10時）は25%加算 深夜（午後10時～午前6時）は50%加算
単位の減算設定	・集合住宅（事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム・有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅に限る）に居住する者に対してサービス提供を行う場合 当該建物に居住する利用者の人数が20人以上の場合10%減算 当該建物に居住する利用者の人数が50人以上の場合15%減算
通院等の乗降介助	対応不可 100単位（1,042円/回）

その他加算設定		単価
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合※初回利用月もしくは、2カ月以上利用が中止され、再度利用開始した時	200単位/回 (2,084円/回)

緊急時訪問介護	・利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合	100単位/回 (1,042円/回) ※24時間以内に対応した場合に限る
	※緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り、20分未満の身体介護に引き続き生活援助の算定が可能	例) 身体01生1 387単位/回
生活機能向上連携加算	加算(Ⅰ) ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと 加算(Ⅱ) ・現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合	加算(Ⅰ) 100単位/月 (1,042円/月)  加算(Ⅱ) 200単位/月 (2,084円/月)  ※左記の該当する初回訪問介護が行われた日の属する月以降3ヵ月間の間、1月に1回算定

#### 10. 苦情申し立て機関

- ナイス・ケア 苦情受付担当者 野口 和江 ・ 秋本 裕子  
TEL (0567) 26-3699 / FAX (0567) 26-3922
- 各市町村の高齢介護課窓口（通常の実施地域の市町村窓口を掲載）  
津島市役所 (0567) 24-1117 / 高齢介護課（介護保険グループ）直通  
愛西市役所 (0567) 55-7116 / 高齢福祉課（介護保険係）直通  
弥富市役所 (0567) 65-1111 / 介護高齢課（介護保険グループ）※代表番号へかけて下さい  
海部郡蟹江町役場 (0567) 95-1111 / 高齢介護課（介護保険係）※代表番号へかけて下さい  
あま市役所 (052) 444-3141 / 高齢福祉課（介護保険係）直通  
稲沢市役所 (0587) 32-1286 / 介護保険課直通
- 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課（愛知県の苦情処理相談窓口）  
TEL (052) 971-4165

#### 11. 緊急時等の対応方法

	事由	対応方法等
利用者	体調変化等による利用要請	どのような対応を希望されるのか事務所にご連絡下さい。要望を確認の後一旦電話を切りますが、訪問介護員の調整を行い、再度、対応方法を事務所より連絡します。
	訪問時の体調急変対応	契約時に確認している対応を行います。 尚、緊急を要すると判断した場合は、いかなる時でも、利用者宅の電話を使用して救急車（119）の要請を行います。ご家族等が不在の場合等、訪問介護員が救急車に同乗、搬送先へ同行し、ご家族等と引継ぎを行うまで対応します。この場合、料金は別途請求します。
訪問介護員	体調変化等	急遽、訪問介護業務の遂行が難しくなった場合、直ぐに事務所連絡を入れ、他の訪問介護員の要請を行います。 調整後、利用者宅への訪問時間が変わってしまう場合は、事務所から利用者宅へ訪問時間変更のお願いをします。 調整に関わる全ての訪問介護員への調整連絡を行います。
	訪問先での急な延長等に伴う訪問時間の遅れ	訪問先での急な延長に伴い、次に予定していた訪問先への移動が遅れたり、訪問不可能な状況となる場合も上記と同様、訪問介護員は直ぐに事務所へ現状と予測の報告を行います。 事務所では、訪問介護員からの連絡を受けた後、他の訪問介護員との予定を調整します。 利用者宅への訪問時間が変わってしまう場合は、事務所から利用者宅へ訪問時間変更のお願いをします。 調整に関わる全ての訪問介護員への調整連絡を行います。

#### 8. 通常の事業実施地域及び交通費等の実費（片道）

通常の事業実施地域	津島市全域 愛西市全域 弥富市（五ノ三・五明・海老江・荷之上・上之割・中之割・下ノ割・西中地・東中地・前ヶ平・楽平・又八新田・佐古木新田・鎌倉新田・鯛浦） 海部郡蟹江町（西之森・上川田・須成・須成西・今・平安・蟹江新町・源氏） あま市美和町（蜂須賀・丹波・森山・北苺・中橋・木田・篠田・小橋方・乙之子・花正・金岩） 七宝町（下田・安松・川部・鷹居・鯉橋・下ノ森） 稲沢市氷室町・坂田町・目比町・今村町・平和町（塩川・東城・横池・平池・下三宅・中三宅・西光坊・法立）
	上記、通常の実施地域（8km）を超えた地点から（片道）1kmにつき100円
通常事業実施地域以外車両費用	買物外出等で車両を使用する場合、車両使用料（外出先1件につき）500円

#### 9. キャンセル料

サービス提供日の前日まで	無料
サービス提供日の当日	利用料自己負担額の80%
訪問時に不在もしくはサービス開始後	利用予定の利用額100%（介護保険負担分含む）

12. その他

この重要事項は介護保険制度に則り、利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護のサービス提供を行うことを基本とします。

しかし、介護保険制度のサービス提供範囲では日常生活及び個人の尊厳等に不服が生じる場合、加えて、介護保険利用限度単位を超過する等により費用10割負担となることが予測される場合は、利用者の意向により、その部分に対し、弊社請負事業所「暮らしサポート サポートワン（介護保険と請負の併用割引あり）」の料金体系によるサービス提供の利用を可能とします。サービス提供はこの重要事項に該当する利用者限定するものとし、介護保険事業所（訪問介護ナイス・ケア）の実績として報告及び請求処理を行います。

料金等は暮らしサポート重要事項に基づきます（暮らしサポートの重要事項の説明後、署名捺印しこの重要事項の最終ページに綴ることとします）

注）暮らしサポートの利用意向が無い場合、介護保険制度の規程通り（介護保険制度の範囲内での対応・介護保険利用限度額を超過された場合は利用単位の10割の請求額）とします。

14. 緊急連絡先

住所	
氏名	(続柄: )
TEL	

15. かかりつけの医療機関（※主治医を1番に記載）

病院名		科目	
TEL		担当医	

病院名		科目	
TEL		担当医	

16. 附則

- この重要事項説明書は、平成13年 7月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成15年 5月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成17年10月15日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成18年 4月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成19年 6月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成19年12月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成21年 2月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成21年 4月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成21年 6月20日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成21年 9月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成23年 6月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成25年 6月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成26年 7月 1日より施行します。

- この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成27年 9月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成28年 4月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成29年 4月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日より施行します。
- この重要事項説明書は、令和 元年10月 1日より施行します。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年(西暦 年) 月 日
-----------------	----------------

重要事項説明書の内容について、利用者に説明を行い、同意を得ました。

事業者所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地
事業者法人名	株式会社サポート・ワン・サービス
法人代表者名	代表取締役 飯尾 淑子
事業所名称	ナイス・ケア（重要事項説明担当者 )

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所	
利用者 氏名	印
利用者の家族 住所	
利用者の家族 氏名	印
署名代筆者 住所	
署名代筆者 氏名	印(続柄 )

※呼称確認欄

サービス提供時など、本人や関わる方々へ声を掛ける際の呼び方について確認します。

名前	続柄	呼称
	本人	